

関西労働者安全センター 労災職業病

関西労働者安全センター
2018. 5.10発行〈通巻第488号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



過労死白書で過労死の調査研究を公表 目を離せない過労死防止対策の行方	2
死ぬまで元気です vol.2 右田孝雄	9
安全のきいわあど その22 安全衛生経費	11
韓国からのニュース	12
前線から	15
教員中皮腫不支給処分取消訴訟、逆転勝訴 愛知 震災救護で石綿ばく露 中皮腫発症の警官に公務災害認定 兵庫	
第38回関西労働者安全センター総会のお知らせ	18

4月の新聞記事から／19
表紙／過労死防止大阪センター総会で過労死防止法改定について
報告する岩城稯弁護士(2018年4月20日)

過労死白書で過労死の 調査研究結果を公表 目を離せない 過労死防止対策の行方

不適切なデータ使用問題での裁量労働制拡大法案の頓挫、官僚の自殺と公文書改ざん問題、官僚のセクシュアルハラスメント問題等々で、激しい攻防が国会で繰り広げられている。次々にこれだけの不祥事が起りながら、政権が倒れない日本は「不思議の国」である。こういった国会情勢により、この春にも成立が予想されていた「働き方改革」関連法案は、幸いなことに審議が延期されている。

「働き方改革」法案は、柱の1つである長時間労働規制を名目に、裁量労働制拡大や高度プロフェッショナル制度といった労働法の規制を外す制度を抱き合わせで成立させようとしているのは明らかである。長時間労働問題では、「働き方改革」関連法案以前、2014年に「過労死等防止対策推進法（過労死防止法）」が施行されたが、「働き方改革」法案が過労死防止法とまったく関係がないところで作られたのは、上記の

通り規制緩和法案である所以だろう。本来、長時間労働の規制法は、過労死防止法第14条に基づいて、政府が行わなければならないものであろうが、「働き方改革」法案は、過労死防止法に基づく研究結果を待たずに法案が提案されてきた。そして、後付けで改革法案の目的に基づいたデータだけをお題目として取り入れているに過ぎない。

過労死防止法施行後、2016年に過労死防止法に基づいて初めて公表された「過労死等防止対策白書（過労死白書）」では、まだ調査研究は開始されたばかりで結果が出ていなかったが、2017年10月に公表された過労死白書（厚生労働省HP参照：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-nitsuite/bunya/0000138529.html>）では、調査研究結果が公表された。以下、過労死白書について紹介する。

2年目の過労死白書

「過労死等の防止のための対策に関する大綱（大綱）」で掲げた数字目標では、2020年（平成32年）までに「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下」、「年次有給休暇取得率を70%以上」、2017年（平成29年）までに「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」を目指している。

今回の過労死白書によると、「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」（総務省「労働力調査」）は2016年7.7%で前年の8.2%より0.5%、人数で21万人減少し、2004年の12.2%から毎年少しずつ下がっている（下図参照）。しかし、この減少割合で

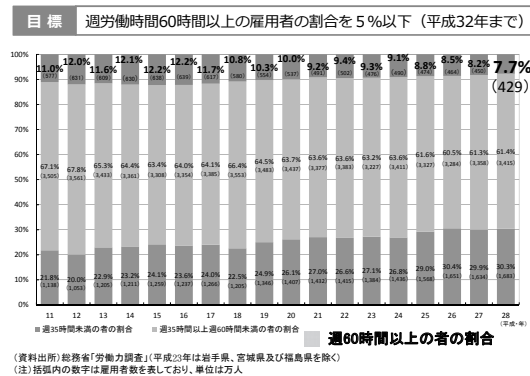
はあと4年で2.7%以上減らせるかは、微妙なところである。また、総実労働時間のデータでは、年間1,724時間で、前年から10時間減少し、年々減少傾向にあるが、これはパートタイム労働者も含めた数字である。パートタイム労働者の比率は毎年少しずつ増加しており、2016年は30.7%、総労働時間は減少し年間1,050時間であるので、パートタイム労働者の状況が総実労働時間に影響していると考えざるを得ない。パートタイム労働者を除いた常用一般労働者の年間総労働時間は2,024時間、前年度比2時間減で、依然として横ばい状態であり、正社員の長時間労働は、ほとんどは正されていないと思われる。

年次有給休暇については、2015年48.7%で70%の目標にはほど遠い。メン

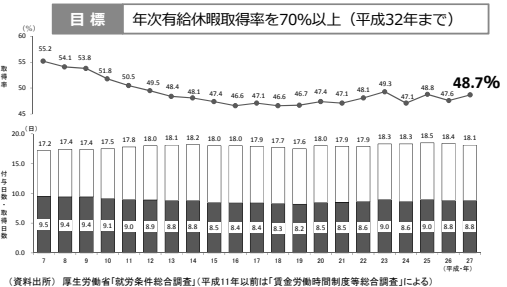
第1章 労働時間やメンタルヘルス対策等の状況

- ▶ 「1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合」は、平成15、16年をピークとして概ね緩やかに減少しており、平成28年は7.7%（429万人）（対前年比▲0.5ポイント（▲21万人））。
- ▶ 年次有給休暇の取得率は平成12年以降5割を下回る水準で推移しており、平成27年は48.7%（第1-2図）。
- ▶ メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合は平成27年で59.7%。規模が小さい事業所ほどその割合が低い。

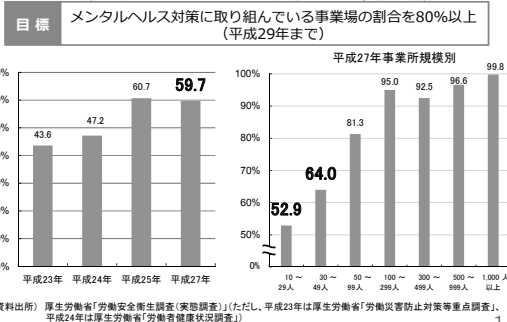
第1-1図 1週間の就業時間別の雇用者の割合



第1-2図 年次有給休暇の取得率等の推移



第1-3図 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合



タルヘルス対策に取り組む事業場の割合は、59.7%で前年（60.7%）から1%減、2011年の43.6%から16%ほど増加しているが、事業所規模別でみると100人以上の事業場では90%以上取り組まれているが、50～99人規模で81.3%、30～49人規模で64.0%、10～29人規模で52.9%と小規模では取り組みが進んでいない。その他、長時間労働について、年齢別、業種別のデータが示されているが、すべてを個々に紹介することはできないので詳しくは過労死白書を見てほしい。

今回の過労死白書では、公務員の勤務状況の統計データが掲載された。前回の過労死白書では、公務員については労災補償状況のデータが掲載されたのみだった。

今回、文部科学省が2016年から行っている「教育政策に関する実証研究」による調査結果を掲載している。2017年4月に調査途中で発表された速報値で、今後詳細な分析を行う予定であるが、興味深いデータである。

教員の1週間当たりの学内総勤務時間を、校長、副校長・教頭、教諭、講師、養護教諭について調べているが、すべての役職について、小学校、中学校ともに増加している。

また教諭と副校長・教頭の1週間当たりの学内総勤務時間数の分布では、小学校の教諭では55～60時間、50～55時間が突出して多く、次に60～65時間、45～50時間となっている。中学校では、60～65時間、55～60時間、50～55時間65～70時間の順番で、小学校に比べて、

70～75時間10.8%（小学校4.5%）、75～80時間7.3%（同1.7%）、80～85時間4.6%（同0.7%）とより長い時間勤務する傾向があるようだ。

自殺者については、警察庁の自殺統計によると、2016年の自殺者21,897人（前年度24,025人）で2010年から減少しつつあるが、うち勤務問題を原因とするのは1,978人である。2016年の労災補償件数では、脳・心臓疾患の自殺は107件、精神障害は84件の合計191件なので、毎回このギャップは大きすぎると思われる。さらに1,978人の原因詳細内訳は、「仕事疲れ」29.9%、「職場の人間関係」24.2%、「仕事の失敗」18.7%、「職場環境の変化」12.4%となっている。「仕事疲れ」と「職場の人間関係」で50%以上を占めており、長時間労働と職場のメンタルヘルスに取り組めば、半分にできることになる。

業種別件数と割合の違い

過労死白書の第3章にはこれまでの調査・分析結果が掲載された。

過労死防止法に基づいて設置された過労死等調査研究センターにおいて、2010年1月から2015年3月までの労災の調査資料をデータベース化し、業務上事案の脳・心臓疾患1,564件、精神障害2,000件と業務外事案の脳・心臓疾患1,961件、精神障害2,174件の分析を行った。

脳・心臓疾患の業種別の事案数のデータでは、「運輸業・郵便業」が突出して多く464件、次に「卸売業・小売業」229件、「製

造業」192件、「建設業」162件の順であるが、雇用者100万人当たりの事案数で見ると、「漁業」が突出しており38.4件(事案数では14件)、次が「運輸業・郵便業」28.3件、その次からは一桁代で「建設業」7.9件、「宿泊行・飲食サービス業」7.2件となる。3番目に多かった「製造業」は3.9件で11番目である。当たり前のことだが、過労死の起こる割合が高くても全体数が少ないと件数は少なく、割合が低くても業種全体の人数が多ければ過労死の数が多いということになるので、対策を立てる参考になる資料である。

次に業務外事案についてもデータを載せているが、業務上との違いで目を引くのは、負荷要因と時間外労働時間である。業務外事案では、労働時間以外の負荷要因は多い順で「拘束時間の長い勤務」30.6%、「交代勤務・深夜勤務」14.4%、「不規則な勤務」13.7%、「精神的緊張を伴う業務」12.6%。時間外労働時間は「発症前1か月」99.6時間、「発症前2か月」95時間と少しずつ減少し、「発症前6か月」86.3時間である。

業務外事案の負荷要因は、多い順に「交代勤務・深夜勤務」11.8%、「拘束時間の長い勤務」10.4%、「作業環境」9.2%となっている。時間外労働時間は、「発症前1か月」から「6か月」で29.1～30.2時間だった。つまり、長時間労働以外ではほとんど業務上になっていない中で、「交代勤務・深夜勤」、「拘束時間の長い勤務」を理由とするものに業務外が多いようだ。拘束時間のうち、どこまでを労働時間とするかは、被災

者の主張と労働基準監督署の認定時間との違いや、深夜勤務の評価が問題になることが多く、そういったことが反映されているのではないだろうか。

精神障害の業務外事案の業種別データでは、多い順に「製造業」349件、「卸売業・小売業」290件、「医療・福祉」230件、「運輸・郵便業」214件、「建設業」148件の順であるが、100万人当たりの事案数で見ると、「漁業」16.4件、「情報通信業」13.5件、「運輸業・郵便業」13.0件、「学術研究・専門・技術サービス業」11.8件、「不動産業・物品賃貸業」10.6件の順になる。「製造業」は7.1件、「卸売業・小売業」は6.1件、「医療・福祉」は6.8件、「建設業」は7.2件で、100万人当たりでみると多くはないという結果だ。

業務外事案の出来事別では、「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」259件、「嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」210件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」202件、「上司とのトラブル」があった」189件の順だった。

一方、業務外事案では、「上司とのトラブルがあった」918件が突出して多く、「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」384件、「嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」333件、「配置転換があった」265件の順だった。以前から本誌で指摘してきたように、「上司とのトラブル」の認定率が低いということが、厚労省の分析でもはっきりと現れている。

公務災害の分析結果を公表

国家公務員については人事院が2010年4月から2015年3月の公務上事案の公務災害認定理由書等のデータベース化を元に、脳・心臓疾患22件と精神疾患・自殺50件の分析が行われた。地方公務員についても、2010年1月から2015年3月の脳・心臓疾患事案、精神疾患事案の公務災害認定理由書等をデータベース化し、公務上事案の脳・心臓疾患84件、精神疾患106件の分析が行われた。

公務員の公務上件数は、休職者の人数に対して少なすぎるという問題があるのだが、件数が少ないながらも分析結果が公表されたので、一部紹介する。

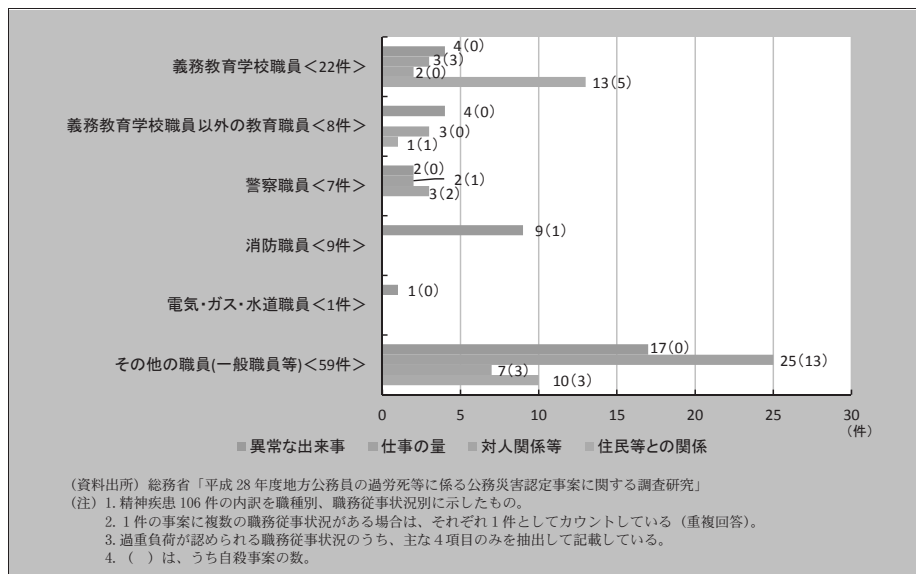
地方公務員の脳・心臓疾患の職種別人数だが、多い順に「その他の職員（一般職員）」

26人、「義務教育学校職員」24人、「警察職員」20人、「義務教育学校以外の教育職員」11人、「消防職員」3人となっている。

精神疾患では、過重負荷が認められる職務従事状況について、多い順に「異常な出来事」37件、「仕事の量」30件、「住民との関係」24件、「対人関係等」15件となっている。これを職種別にクロス集計すると、義務教育学校職員は22件中「住民との関係」が13件、警察職員は7件中「対人関係」が3件、消防職員は9件すべてが「異常な出来事」、その他の職員では59件中「仕事の量」が25件、「異常な出来事」17件、「住民との関係」10件となっている（第1-35図参照）。

運転従事者と外食産業の調査・分析を実施

第1-35図 職種別にみた過重負荷が認められる職務従事状況（精神疾患）



過労死等調査研究センターは今回の分析作業の中で、大綱で過労死が多く発生していると指摘されている5業種・職種（自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療）のうち、「自動車運転従事者」（脳・心臓疾患465件、精神障害214件）「外食産業」（脳・心臓疾患114件、精神障害135件）について分析を行い、企業及び労働者を対象にアンケート調査も実施した。

運送業企業回答760件と自動車運転従事者回答4,678件のアンケート調査を行い、業種内訳は、「トラック」72%、「タクシー」16.3%、「バス」5.9%だった。業種別の月の時間外労働時間別割合は「トラック」が一番長く、45時間以上が36.5%、80時間以上が6.6%、「タクシー」は45時間以上18.6%、80時間以上4.1%、「バス」は45時間以上16.7%、80時間以上3.3%だった。所定外労働が発生する理由については、企業調査では、業種別が一番多い理由は、「バス」では「仕事の特性上、所定外でないとできない仕事があるため」が47.1%、「タクシー」では「仕事の特性上、所定外でないとできない仕事があるため」と「予定外の仕事が発発的に発生するため」、「人員が足りないため」がそれぞれ33%、「トラック」では「取引先の都合で待ち時間が発生するため」が52.1%だった。一方、労働者調査では、「バス」「タクシー」では「人員が足りていないため」がそれぞれ58.8%、23.7%で最も多く、「バス」では「残業を前提に、仕事を割り当てられているため」、「残業手当を増やし、収

入を確保するため」、「欠勤した従業員の埋め合わせのため」が20%以上で多かった。「トラック」では、「仕事の特性上、所定外でないとできない仕事があるため」が26.9%、「予定外の仕事が発発的に発生するため」25.3%、「取引先の都合で待ち時間が発生するため」25.1%となっている。

また、過重労働防止の取り組みへの課題について、「バス」では「人員不足のために対策を取ることができない」が26.7%、「タクシー」では「売上げや収益が悪化する恐れがある」が35.5%、「トラック」では「荷主・発注者の理解が不足している」が54.1%で最も高かった。

そのほか、労働者のストレス、人員不足状況、商慣行の影響などの調査結果が示されており、業種ごとの特徴が示されている。企業で実行すべき対策のほかに、利用客からのクレーム対策や、トラックの荷主・発注者の理解不足による長時間労働への対策も必要である。

外食産業についても、脳・心臓疾患114件、精神障害135件の労災認定事案の分析と、企業回答451件、従業員回答2,533件のアンケート調査を行っている。職種別では、「スーパーバイザー等」、「店長」、「店舗従業員」、「非正規店舗従業員」ごとに労働時間数や所定外労働が発生する理由などを分析した。

労働時間では、「店長」「スーパーバイザー等」が比較的長くなる傾向にあり、休日出勤はすべての職種で行われている。所定外労働の発生する理由では、「人員が足りな

いため」との回答が最も多かった。

ストレスの状況では、「スーパーバイザー等」が最も高く、次に「店長」、「店舗従業員」の順だった。

無休の店舗が多く、さらに人員不足といった理由で、所定外労働が発生していると考えられる。

さらに2015年に行った労働者を対象としたアンケート調査の再集計・分析を行ったとして、以下の分析結果を掲載している。まとめとして、以下の5点だ。

- ①「労働時間を正確に把握すること」及び「残業手当を全額支給すること」が、「残業時間の減少」、「年休取得日数の増加」、「メンタルヘルスの良好化」に資すること。
 - ②「残業時間を0時間に近づける」ことが、「年休取得日数の増加」「メンタルヘルスの状態の良好化」に資すること。
 - ③残業を行う場合に「所属長が残業を承認する」ことが、「残業時間の減少」、「メンタルヘルスの状態の良好化」に資するとともに、「所属長の指示による残業」は「残業時間の減少」に寄与すること。
 - ④「業務以外のストレスや悩みを抱えないこと」、「ハラスメントのない職場であること」が、「メンタルヘルスの状態の良好化」に資すること。
 - ⑤「裁量をもって仕事を進めることができる」、「仕事に誇りややりがいを感じる」又は「適当な仕事量である」職場環境を構築することが、「メンタルヘルスの状態の良好化」に資すること。
- 以上のような分析結果を掲載している

が、労災事例のデータベース化での分析は、まだまだいろいろな視点で行うことができるとし、データベースの活用方法もあると思うので、今後厚生労働省交渉で提案や、要請を行っていきたい。

過重労働、ハラスメント問題の動向に注目を

過労死白書について第4章の過労死等防止対策の実施状況については省くが、自殺総合対策大綱が2017年に新たに閣議決定されたことは触れておく。重点施策にいくつか変更がなされ、「勤務問題による自殺対策を更に推進する」と明記された。

過労死防止法も見直しの時期を迎えており、過労死等防止対策推進協議会(協議会)」では、「大綱」の改定に向けての議論が始まっている。

協議会に専門家委員として参加している岩城穰弁護士、川人博弁護士、森岡孝二教授、当事者代表委員の寺西笑子氏、中原のり子氏、西垣迪世氏、前川珠子氏は、過労死防止法及び大綱の改定に当たって意見書を提出している。過労死防止法は、具体的な規制や罰則をとまなわぬ理念法であり、過労死について調査研究を行うことが主にすえられていたところ、意見書では具体的に法制上の措置を国が講ずる事を規定すべきなどとしている。

詳しくは、厚労省のHPの協議会資料、議事録を見てほしい。

今回の白書で過労死の調査・分析が新たに公表され、また今後の過労死防止法や大

死ぬまで元気です

VOL.2 右田 孝雄

こんにちは、中皮腫患者として「中皮腫サポートキャラバン隊」を名乗って全国でピアサポート活動させてもらっています。

今回も前回の続きで私の金髪のエピソードについて書きます。前回は職務質問を人生で初めて受けたのですが、やはり周囲の視線も変わっていました。女性は必ずチラ見します。そして目が合うとすぐに視線をずらします。お母さんに手を引かれている子供は近づくとつれ甘見します。すれ違って後ろを振り返っても暫く見ていることもしばしばあります。

東京でのことです。新橋駅近くの地上46階の夜景がとてもきれいなお店で患者仲間で食事をしました。私たちは当初、夜景の見えない場所で食事をしていたのですが、食事が終わってお酒も入ってほろ酔い気分で、一緒にいた女性二人が窓際に行き、夜景の写真を撮ろうとした時です。近くにいた10数人で来て座敷で

飲んでいたサラリーマン風の男性らが、この女性たちにちょっかいを掛けてきたので、思わず私が後ろから顔を出して「何か?」と言った瞬間でした。女性の近くにいた4、5人ほどが一斉に「すみませんでした!」と頭を下げて、それ以降何もなかったように一切私たちに目を合わすことはなかったのです。これを見た女性二人は大爆笑で帰っていきました。

どうやらこの歳で金髪にしたら、男性には、関わらない方がいい危ない人と思われるのでしょうか。やっぱり人は第一印象の見た目から判断されるんでしょうね。

右田孝雄(みぎた・たかお) 53歳

2016年5月胸膜中皮腫発症。その後、ブログでの発信で知り合った患者らと「中皮腫・同志の会」を立ち上げ、中皮腫患者の交流の輪を広げる。17年7月盟友の栗田英司氏と運命的な出合いで「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」に入会、栗田氏と共に「中皮腫サポートキャラバン隊」として患者のピアサポートに邁進中。野球は阪神タイガース。好きなアーティストは桑田佳祐。モットーは「死ぬまで元気」。

(8ページの続き)

綱の改定議論も目を離せない状況にある。また「働き方改革」法案の状況、ハラスメント防止規制法制化議論など、過労死防止、ハラスメント防止の重大な局面でもある。

今後もこういった情報を発信し、よりよい対策を目指して運動を進めていきたい。

福祉・保健	まち・雇用	環境・資源	国際・共生
			子ども・教育

関西労働者安全センター



関西労働者安全センター
 所在地：大阪市中央区内本町1の2の11ウタカビル201
 電話：06-6943-1527
 ホームページ：
<http://www.geocities.jp/koshc2000/>

石綿、パウハラなど多岐に

労働災害(労災)に遭ったり、工場の排出物の影響で病気になったりした場合、相談に乗り、補償が受けられるよう支援してくれるのが関西労働者安全センターだ。

労災とは、仕事で心身が傷ついたり、職場で使う原材料や粉じんなどの影響で病気になったりすることをいいます。労災と認められれば、アルバイトを含むすべての労働者は、国が運営する労災保険制度によって補償を受けることができます。治療費は全額が補償され、仕事ができなくなる場合は、休業補償も支給される。さらに労災による死亡と認められれば、遺族に対して年金や一時金などが支払われる。

ところが、雇用主側が労災をなかつたことにする「労災隠し」が、さまざまな形態で横行していると、センターはみている。そうした場合も、被害者に寄り添い、解決に向けて支援を続ける。

1970年代、京都大で有害物が入った排水が見つかったことから、学内に公害問題に取り組む京大安全センターができた。その流れをくんで労働組合と研究者らが連携して73年、大阪

労災被害者を支援

市内に関西労働者安全センターを設立した。この頃から、大阪大の研究者と協力し、福井県の原子力発電所で被ばくした労働者支援し始めた。以降、振動病やじん肺のほか、保育・給食の職場での頸肩腕障害や腰痛、コンピューター導入に伴う障害の労災なども扱ってきた。

2005年6月には、兵庫県尼崎市のクボタ旧アスベスト(石綿)製缶工場の周りで、多数の住民が石綿肺がんの中皮腫にかかる石綿公害が表面化。その被害者を当初から支援し、補償につなげる集積もある。

また、大阪市内の印刷工場でも、化学物質を吸った従業員の間で胆管がんが多発した労災事件が12年1月に明らかになった。この労災でも早くから支援に回り、被害者らが労災認定を受け、会社から補償を勝ち取ることに尽力した。

こうした多くの労災や公害では、専門知識を持つ大学の研究者らと協力し、実態の解明による問題解決を図ってきた。



現在も、アスベスト被害者の支援を続けている。このほかコンクリート製靴など「はつり」作業で建設労働者が患うじん肺や、外国人労働者の労災など、さまざまな支援活動を続けている。

最も目的な問題では、メンタルヘルスやワハラ、長時間労働など労働現場の倫理や働き方に関わるテーマにも力を入れている。

西野方庫事務局長は「弱い立場の労働者が過労状態になったり、精神的に追い込まれたりする現状がある」と指摘。そのうえで、「改善には現場の取り組みが大切だ。健康で楽しく働けるように職場の環境を良くする」ことが、今ほど求められている時代はないと思う。いつでも気軽に相談してきてほしいと話している。

センターの活動は、月刊の情報誌「関西労災職業病」の定期購読費や会費、カンパ、寄付などで支えられている。



受け入れられ専門分野を持つ関西労働者安全センターのメンバー。日々、さまざまな相談に応じる。

【大島秀利】

安全の まいわあと

その 22：安全衛生経費

安全衛生対策でお金がかかることがあるのは当然のことだ。だから経費として事業の計画には必ず入れておかねばならない。発注者から工事を請け負う建設業の場合であれば、見積もりの中にちゃんと入れておかねばならないし、一部をさらに別の事業者に請け負わせるならば、その請負代金の中に安全衛生の経費も含んでいなければならない。

こうした当たり前のことが、請負契約の中にどの程度明記されているかとなると、はなはだ不確かなことが多い。

平成 22 年に建設業労働災害防止協会が行った「民間工事における注文者対策に関する調査研究報告書」によると、発注者から契約約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがあるかとの質問に、あると答えたのが 50% となっている。そのうち一番多いのが「労働災害防止の徹底」で 69% なのに対し、「安全衛生経費の積算」はわずか 8% だったという。また、安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されていると答えたのは 14% にすぎない。

法律は労働災害防止を事業者に義務付けていて、事業者はその費用を負担しなければ

ならないのだから、安全衛生経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるわけで、建設工事請負契約は、この経費を含む金額で締結することが必要ということになる。これは元請と下請の契約関係においても同じことで、契約時に安全衛生経費を具体的に明らかにして負担を明確にしておかねばならない。

たとえば元請があらかじめ見積もり条件で下請の負担と明示していないのに、一方的に提供したヘルメットなどの労災防止対策費用を下請代金支払時に差し引くなどすることは、不当であるとともに、建設業法の規定にも違反することになる。

平成 26 年の墜落災害防止対策関係の報告書では次のようなことが列記されている。

- 建設業に従事する者の災害を防止するため、発注者において施工時の安全衛生の確保のための必要な経費を積算すること
 - 上記の経費には、一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な費用が含まれること
 - 上記の経費が、受注者である元請等から関係請負人へ確実に渡るようにすること
 - 雇用から請負への安易な転換を防ぐため、法定福利費の確保をはかること
- 労災事故発生の元をたどっていけば、不適切な安全衛生経費の扱いが見えてくるといのはとてもよくあることだ。重要なのは、具体的に安全衛生経費を積算して数字をやり取りするということになる。

韓国からの ニュース

■顧客の暴言・暴行から労働者保護を義務化

国会は先月 30 日の本会議で、産業安全保健法改正案を通過させた。産業安全保健法改正案は、イ・ジョンミ正義党議員が昨年 4 月に発議を約束した法案で、アルバイト人権法とも呼ばれる。

改正案によれば、使用者は顧客の暴言・暴行から労働者を保護すべき義務を負う。労働者を該当の顧客から分離して、担当者を交替しなければならない。使用者はこのような措置を要求した労働者に不利益を与えてはならない。違反すれば 1 千万ウォン以下の過怠金が賦課される。

イ・ジョンミ議員は「法の通過で一部顧客の不当な『パワハラ』に疲れた青年アルバイト労働者に拒否権を保障し、歪曲された顧客応対文化が変わる契機になることを願う」と話した。2018 年 4 月 2 日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■労働部「有害物質にばく露」労災の立証責任、勤労福祉公団に転換を検討

パク・ヨンマン労働部・労災予防補償政策局長は 9 日「最近サムソンの作業環境測定報告書の公開を巡って、消耗的で不必要な論議が拡大している」とし、「労災の立証責任を勤労福祉公団の負担とし、公団が自主的に調査して判断できるように改善する方案を検討している」と話した。

例えば、労働者が公団に労災を申請した段階で「サムソン工場の A 工程で仕事をした」と証明すれば、公団の地方労働官署が物質安

全データシート (MSDS) 等を参考にして、労災の可否を判断する。作業環境測定結果報告書の公開を巡って不必要に争う必要がないばかりか、営業秘密に関する論議まで減らすことができる方案だ。

今年 2 月、大田高裁は「労働部はサムソン電子が提出した温陽 (オニャン) 工場の作業環境測定結果報告書を公開せよ」という判決を出し、労働部は安全保健資料情報公開請求処理指針を改正して、情報を公開するとした。判決以後に 6 件の情報公開が申請され、労働部はうち 4 件の公開を決定。ところがサムソンは国民権益委員会傘下の中央行政審判委員会に労働部の行政処分執行停止と行政審判を提起し、更に産業通商資源部に、「作業環境測定報告書に国家の核心技術に該当する情報が含まれている」という確認を要請した。残りの 2 件もサムソンは公開決定が出た瞬間、中央行政審判委に執行停止と行政審判を提起すると予想される。

行政審判の本案審理で「情報を公開せよ」という決定がされても、サムソンが再び行政訴訟の手続きを踏めば、大法院の判決まで 2 ~ 3 年はかかる。労働者は、労災を立証する何の資料もなく「暗闇労災訴訟」をしなければならない。

パク・ヨンマン局長はこの日の記者ブリーフィングで、「作業環境測定結果報告書に営業秘密と見られるほどの情報はないというのが裁判所判断」で、「専門家団体である韓国産業保健学会の意見を反映した結果」とし、「(作業環境測定結果報告書) は、公共機関の情報公開に関する法律の『法人の経営・営業上の秘密』に当たるとしても、事業活動によって発生する危害から人の生命・身体・健康を保護するために、公開する必要がある情報に該当する」と話した。

特に、「働いて病気になった労働者にとって、作業環境測定結果報告は労災立証にどうしても必要な資料」と強調した。パク局長は「労災申請者が正当な補償を受けられない状況が発生しないように、サムソン側の決断を期待する」と話した。2018年4月10日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

■業務上疾病の認定率、小幅ながら上昇

今年に入って業務上疾病の認定率が小幅ながら上昇したことが分かった。雇用労働部が慢性過労の認定基準を緩和して、労働者の業務上疾病の立証責任の負担を減らす「推定の原則」を適用したことが影響したと思われる。

勤労福祉公団によれば、今年1月と2月に業務上疾病として労災療養を申請した件数は1341件。うち837件が業務との関連性を認められた。認定率は62.4%で、昨年(52.9%)より9.5%高まった。

脳心臓血管疾患は、279件中121件が業務上疾病と認定され、158件は不認定とされた。昨年の脳心臓血管疾患の認定率は32.6%で、今年2月は43.4%と10.8%上昇した。労働部が今年1月から慢性過労の認定基準を変更して、脳心臓血管疾患の労災不認定率が低くなったと思われる。今まで「発病前12週間の業務時間が、1週平均60時間を超える場合」にだけ業務関連性が強いと規定していたものを、夜間・交代勤務や有害環境での作業のような質的な要素を考慮して、慢性過労の業務上疾病の可否を判断するようにした。ばく露期間もばく露量が一定基準を充足すれば、特別な反証がない限り業務上疾病と認定し、未充足の場合も医学的な因果関係があれば労災とするように、関連規定を改正したことも影響を与えたと分析される。

脳心臓血管疾患だけでなく、他の疾病に

よる労災認定率も満遍なく上昇した。筋骨格系疾患の認定率は、昨年の61.5%から今年2月には68.3%に上昇した。職業性がん(61.4%→70.7%)、精神疾患(55.9%→73.1%)、肝疾患(21.4%→50.0%)、細菌性疾患(66.7%→70.8%)の認定率も全体的に上昇した。2018年4月12日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■包括的奴隷契約をなくして、過労死防止法を作ろう

この10年間で2994人の労働者が過労による脳心臓血管疾患で亡くなった。過労死全体では年平均332人で、一日に一人の割合。広がる過労死をなくすために、労働関係法を新しく制定・改正しなければならないという主張が、17日の「過労死現場からの証言と過労死・過労自殺根絶の政府対策、何が必要か？」討論会で相次いだ。

教育業者のSTユニタスでウェブデザイナーとして働いたCさんが長時間労働に苦しみ、今年1月に自ら命を絶った。過労に苦しむ労働者はIT業界だけではない。この日の討論会でも、バス、タクシー、航空の地上操業、建設、病院で、長時間労働に苦しむ労働者の事例が紹介された。

キム・イン漢陽大教授(職業環境医学)は「過労死などの予防に関する法律を作って、過労死や心理的な負担による自殺と推定される事件が発生すれば、該当事業場に対する指導・監督ができるように、法的根拠を準備しなければならない」と話した。

チェ・ミヨンソン民主労総・労働安全保健室長は「長時間労働の原因であり、労働者に無償労働を強要する『包括賃金制(みなし労働性)』をなくさなければならない。「日本のように過労死発生事業場の監督、名簿公表、

処罰制度を作らなければならない」とした。
2018年4月18日 毎日労働ニュース ヤン・ウラム記者

■「悪性リンパ腫」サムソン電子温陽工場の労働者に労災認定

サムソン電子温陽（オニャン）工場で6年7ヶ月間、品質検収業務を行った後、悪性リンパ腫に罹った労働者が、産業災害療養給付申請から3年目に認定された。

Kさん（33歳）は退職から3年2ヶ月目の2012年4月に診断を受けた。非ホジキンリンパ腫は免疫体系を形成するリンパ系に悪性の腫瘍ができる疾患だ。ベンゼン、酸化エチレンなどに因って発病する。

2015年3月に労災申請をしたKさんが、業務上疾病を認められるまでにかかった時間は3年だ。作業で使った有害物質の立証に苦労したためだ。申請当時、Kさんは大田地方雇用労働庁・天安（チョナン）支庁に、サムソン電子温陽工場の作業環境測定結果報告（作業環境報告書）の情報公開請求をしたが、すべて非公開とされた。事件を担当したキム・ミンホ労務士は「報告書があれば労災認定はもっと早かっただろう」と話した。2018年4月20日 ハンギョレ新聞 パク・ジョンシク記者

■「2018最悪の殺人企業」は「巨済クレーン惨事」のサムソン重工業

「労災死亡対策作り共同キャンペーン団」は25日、光化門広場で記者会見を行い、労災死亡事故が最も多く起きた「最悪の殺人企業」にサムソン重工業を選定したと明らかにした。共同キャンペーン団は、タワークレーンを管理し、点検する主務部署である国土交通部と、「集配員の過労死予防努力を怠った」

郵政事業本部を最悪の殺人企業「特別賞」に選定した。

サムソン重工業では1年間で6人の死亡者が発生した。メーデーの休日だった2017年5月1日、800トンの巨大クレーンと32トンのタワークレーンが衝突してタワークレーンの支持台が折れ、休憩室を襲って起きた事故だった。死亡者は休日にも休めずに働いていた非正規職の下請け労働者であった。

共同2位の現代エンジニアリングとGS建設、大林産業では5人が亡くなった。4人の死亡で共同5位に選ばれた4企業で亡くなった労働者もすべて下請け業者の所属だった。「危険の外注化」を止めるためには元請け業者に対する強力な処罰が必要だ。2018年4月25日 ハンギョレ新聞 パク・キョン記者

■労災のない職場ために4月28日を国の記念日にしよう

韓国労総が労災労働者の日を迎えて、27日、ボラメ公園の労災犠牲者慰霊塔の前で追悼行事を行った。産業災害にあった労働者の写真が労災犠牲者慰霊塔へ行く道を案内した。世界被災労働者の日の追悼式に参加した韓国労総の組合員と公園を訪ねた市民は、し
(18ページに続く)



横断幕は「4月28日産災労働者の日：国家記念日制定：韓国労働組合総連盟」

前線から

教員中皮腫不支給処分取消 訴訟、逆転勝訴

愛知

愛知淑徳学園中高校の国語教員が2001年11月に中皮腫で死亡した。

クボタショックの翌年2006年に名古屋東労基署に労災請求するも、2008年に不支給となり、審査・再審査請求とも棄却されたため、遺族は2011年7月に不支給処分の取消を求めて名古屋地裁に提訴した（原告：宇田川かほる氏（被災者：夫・暁氏））。

2016年11月に不当敗訴し名古屋高裁（民事第四部：藤山雅行裁判長）に控訴、2018年4月11日について

原判決取り消し＝勝訴となり、国は控訴せず確定した。

裁判は「宇田川さんの学校アスベスト裁判を支援する会」（代表・墨総一郎氏〈元公立高校教諭〉、事務局長：成田博厚氏〈名古屋労災職業病研究会事務局長〉）を中心に学校アスベスト問題を取り組む仲間、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の支援のもと闘われた。

地裁敗訴に際して、弁護活動の不十分性と判決内容が厳しく総括され、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

は、弁護団の強化と支援のさらなる強化が必須であると判断し、会の相談役である位田浩弁護士に協力を要請、控訴審では位田弁護士に村川昌弘・竹藪豊弁護士が加わったアスベスト訴訟関西弁護団で巻き返しが図られることになった。支援活動も強化され回を追うごとに傍聴者も増えた。

控訴審判決は、中皮腫認定基準がばく露期間「原則1年」としていることは、他国にもみられない「長期間」であり根拠がないとし、愛知淑徳学園での度重なる工事や吹き付けアスベストからくるアスベストばく露をばく露と認めず「原因不明だ」と言い張ってつきた国（厚労省）や国側の専門家（森永謙二医師ら）に対して、労災原因と認めるだけのばく露があったことは明らかだとした。

これまで「原因不明だ」「こういう事案こそ環境再生保全機構に申請をどうぞ」という不当な行為を続けてきた国とその専門家への強烈なダメだしを意味する。

優れた判決を勝ち得たのは、控訴審弁護団のアイデアと力量、それに応える意見書を作成された専門家（名取雄司・久永直見・酒井潔医師）の協力による。



左から、成田事務局長、村川弁護士、位田弁護士、原告・宇田川氏、竹藪弁護士

判決を契機として労災認定基準の抜本的改善を求めて行くことはもちろんだ。

しかし、すでに多くの中皮腫被害者が、学校アスベスト被害に限らず、労災ではない、原因不明だとされ、中途半端で低水準の環境再生保全機構による救済で済まされてきた。そして裁判に訴えられ

るだけの条件のある方はごく限られている。

したがって、労災であっても労災でなくても、アスベスト被害は同等に十分に救済・補償されるべきだという観点から被害者が一致協力した運動を進めることもまた急務であることを痛感した、今回の控訴審判決であった。

して認定したことを神戸新聞が報じた（次ページ新聞記事参照）。

地公災基金本部は、これまで石綿被害による警官の公災認定について明らかにしておらず、公になるのは今回が初めてとみられる。

明石市職員の中皮腫については地公災基金は公務外としており、すでに公務外認定取り消しを求めた裁判が提訴されている。警官の認定はしごく当然であり、ここにきて改めて地公災基金の公務上外認定の不合理性を示すこととなったといえるだろう。

震災石綿禍の問題とともに中皮腫等の公務上外判断のあり方そのもの問題もいっそうクローズアップさせることになった。

4月29日にはひょうご労働安全衛生センターが震災アスベスト健康被害ホットラインを実施した。

震災救護活動で石綿ばく露 中皮腫発症の警官に公務災害認定

兵 庫



1995年の阪神淡路大震災後に、大きく被災した地区の長田署に約1ヶ月間派遣されて昼夜交代作業で石綿にば

く露したとみられる元警察官が2014年に中皮腫を発症し死亡した事案について、地公災基金兵庫支部が公務災害と



安全センター情報

●購読会費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円
●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか労働安全衛生の取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。

毎日新聞夕刊



島谷和剛さん
—遺族提供

阪神大震災でがれきの収集作業などに携わり、アス

「阪神がれきで石綿死」

収集従事 公務災害求め妻提訴

ベスト(石綿)が原因とされる中皮腫で2013年に死亡した兵庫県明石市職員、島谷和剛さん(当時49歳)の妻(54)が15日、地方公務員災害補償基金を相手取り、公務災害として認め

るよう求め、神戸地裁に提訴した。原告の支援団体によると、阪神大震災関連の石綿被害で公務災害認定を求め訴訟は初めて。原告を支援する「ひょうご労働安全衛生センター」

によると、元警察官は1995年の震災時、神戸市内の警察署に勤務。発生直後から約1カ月間、長田署に派遣され、がれきが広がる被災地を昼夜交代で巡回し、被災者の救護や犯罪警戒に当たったという。

元警察官は02年まで勤務し、定年退職後の14年1月、石綿の吸引が発症原因とされる「悪性胸膜中皮腫」と診断された。闘病中の同年4月、本人が「震災時の警察活動しか石綿を吸い込む場面はなかった」として公務災害を申請。同年9月に72歳で死亡したが、今年3月19日に認定された。阪神・淡路に伴う公務災害を巡っては、明石市職員としてがれき収集などに従事し、13年10月に中皮腫で死亡した男性(当時49)の遺族が1月、認定を求めて神戸地裁に提訴した。

島谷さんによると、震災直後は関連団体などからマスクの提供を受けて警察官に配るなどしたが、石綿の効果や配布、着用数について詳細な記録はないという。震災に絡む県警の殉職は、公務中だった警察官と職員が倒壊した交番、警察署の下敷きになり死亡。その後、2人の警察官が震災業務に絡む過労などで死亡、いずれも公務災害と認定されている。

や訴状によると、島谷さんは市環境事業所の職員として震災後のがれきの収集に従事し、がれきに含まれる石綿粉じんは多く露したと述べている。12年に医療機関で中皮腫と診断され、同基金支部に公務災害認定を請求。しかし、同支部は14年3月、「(公務で)大量の石綿が含まれた粉じんを吸引した」と認められないなどとして、公務外と認定。遺族側は認定を不服として同支部審査

会に審査請求したが、「発症までの期間が短い」などの理由で棄却されていた。提訴後、神戸市内で島谷さんの妻らが記者会見した。妻によると、島谷さんは発症して初めて石綿の危険性を知り、闘病中に認定申請を決断した。妻は「主人の思いを引き継ぎ無念を晴らしたい」と語った。原告代理人の位田浩弁士は「阪神大震災からまだ23年。この裁判を、これから出てくるであろう被害者の救済

につなげたい」と述べた。同支部は「訴状が届いていないので、コメントは差し控えたい」としている。阪神大震災関連の石綿被害では、倒壊建物の解体に従事して中皮腫を発症した建設会社勤務の男性に姫路労基署が労災認定したほか、がれきの片付けやマンション改修工事に携わり中皮腫で死亡した男性が石綿疾患で西宮労基署に労災認定されるなどしている。

【小椋大介、望月靖祥】

警官で初公務災害認定

震災 救護活動、中皮腫で死亡

兵庫県の男性元警察官「震災直後、被災地での救護(因た)として、地方公務員災害が2014年に中皮腫で死・警戒活動中にアスベスト・害補償基金兵庫支部が死亡したのは、阪神・淡路大(石綿)を吸引したのが原因の震災に当たる公務災害

と認定したことが26日、神戸新聞社の取材で分かった。被災地では建物の倒壊や解体で石綿が飛散していたとされ、元警察官は約18年を経て発症したと明らかに、認定は申請から4年を要した。県警で震災関連の殉職者は5人となった。(28面に関連記事)

中皮腫患者を支援する「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」(東京)の永倉冬史事務局長(64)によると、警察官が阪神・淡路や東日本大震災の復旧・復興業務を原因として石綿疾患にかかり、公務災害と認定された事例が明らかになるのは全国初という。

元警察官は02年まで勤務し、定年退職後の14年1月、石綿の吸引が発症原因とされる「悪性胸膜中皮腫」と診断された。闘病中の同年4月、本人が「震災時の警察活動しか石綿を吸い込む場面はなかった」として公務災害を申請。同年9月に72歳で死亡したが、今年3月19日に認定された。阪神・淡路に伴う公務災害を巡っては、明石市職員としてがれき収集などに従事し、13年10月に中皮腫で死亡した男性(当時49)の遺族が1月、認定を求めて神戸地裁に提訴した。

神戸新聞 朝刊
2018/4/27

第38回関西労働者安全センター総会のお知らせ

総会を開催いたします。

記念講演として、熊谷信二氏（元産業医科大学教授、公衆衛生学）に、「私の安全センター体験」と題して、クボタショックでの調査や印刷労働者の胆管癌に関わった経験などを研究者の立場から話していただきます。

ぜひご参加ください。

日時： 2018年6月19日（火） 18時より

場所： エルおおさか（府立労働センター）



(14 ページの続き)

ばらく足を止めて写真の中の労働者の姿に目を止めた。写真には感電して、墜落して、職業病で、身体を痛めた労働者がいた。

毎年120以上の国で被災労働者を追悼する行事を行っている。スペイン、バングラデシュ、イギリス、アメリカなど19ヶ国は、この日を国の記念日に制定している。2001年から被災労働者の追悼行事を行っている韓国労総は、この日のスローガンを「これ以上労災のない私たちの職場のために」とした。

キム・ジュン委員長は「今年は15才のムン・ソンミョン君が水銀中毒で死亡し、源進レーヨンの労働者の二硫化炭素による職業病が社会問題になって30年になる年」として「今も労働者は依然として労災と職業病で苦しんでいる」と指摘した。

また、被災労働者の日の国の記念日制定を

求めた。労災のない安全な職場と被災労働者の権益向上のためには、被災労働者の日を国の記念日として制定し、韓国社会全体が労災による死亡者を追慕し、労災予防に取り組まなければならないということだ。

「最悪の殺人企業」名簿によれば、1位のサムソン重工業から5位までの企業で死亡した37人、すべてが下請けの労働者であった。

イ・ソング雇用労働部次官は「危険の外注化による下請け労働者の死亡比率が引き続き上昇している」。「労災の死角地帯に置かれた労働者と、労災が隠蔽されたり、災害認定基準のために労災を認められない労働者がいる」。「産業現場の管理・監督システムを体系化して、安全保健インフラを画期的に拡充する」。「労災のない安全な職場のために努力する」と約束した。2018年4月30日 毎日労働ニュース イ・ウンヨン記者(翻訳:中村猛)

4月の新聞記事から

4/3 関西大学（大阪府吹田市）が附属小中高校の教員に違法な残業をさせたとして、茨木労働基準監督署から2度の是正勧告を受けていた。教員の勤務時間を把握しておらず、同署は未払い残業代を支払うよう求めている。勧告後に調べたところ、1年間で2000時間を超えた教員もいた。勧告は昨年4月と今年3月23日。

4/5 学校法人「長崎県美容学園」に勤務していた30代女性が、うつ病を発症したのは女性学校長からのパワハラが原因として、同法人と校長に損害賠償を求め長崎地裁に提訴した。3月19日付。女性は2016年4月に広報担当として採用され、校長が同年5月ごろから容姿を非難する発言をしたりバインダーで叩きながら退職を迫ったりしたとしている。女性はうつ病などを発症するなどして16年12月から休職中。長崎労基署は17年8月、労災認定した。

4/8 世界遺産・高野山の寺院に勤める40代の男性僧侶が、うつ病になったのは宿坊での連続勤務が原因として、橋本労働基準監督署が労災認定していた。男性は2008年から寺院で働き、宿泊者らが参加する読経の準備を午前5時から始め、日中は宿泊者の世話や寺院の通常業務に従事。繁忙期には、午後9時まで働いた。15年12月にうつ病を発症し休職。同年の4、5、10月に休みが1日もなく勤務したことなどが原因として、17年5月に労災申請し、同年10月、労災認定された。

4/10 ファミリーレストラン「ジョイフル」の元社員の男性が、心疾患で倒れたのは長時間労働が原因だとして、同社に約8100万円の損害賠償を求めた訴訟が、大阪地裁で和解した。会社側が解決金3200万円を支払う内容。3月30日付。男性は大阪府内の店舗の店長だった2013年7月に倒れ、後遺症が残って労災認定を受けた。倒れる前の残業時間は月平均127時間で休日もなかった。15年11月に提訴していた。

4/11 名古屋市の中高一貫の愛知淑徳学園中学・高校に勤めていた元教諭が中皮腫と肺がんで死亡したのは校舎などに使われていたアスベストが原因として、妻が国に労災と認めるよう求めていた裁判の2審で、名古屋高等裁判所は1審の判決を退け、労災と認める判決を言い渡した。元教諭は、平成13年に中皮腫と肺がんで64歳で死亡、2審の判決で、名古屋高等裁判所は「国際的な労災認定基準に照らせば、期間が8か月間であっても、関連を認めるのが相当で、死因の中皮腫は学校の業務と関係していたと認められる」と指摘した。

野村不動産への特別指導をめぐり、記者会見で不適切な発言をしたとして、厚生労働省は、勝田智明・東京労働局長を減給処分にして更迭した。減給10分の1（3カ月）の懲戒処分に加えて部長級から課長級に降格され、大臣官房付となった。

4/14 トランプ米大統領は13日夜（日本時間14日午前）、シリアの化学兵器使用疑惑を巡ってシリアに対する攻撃を命令したと発表した。英仏も参加し攻撃はすでに実行されているといい、トランプ氏は「シリアの化学兵器使用を止めるまで対応を継続する」

と述べた。

4/16 正社員時代に吸ったアスベストが原因で中皮腫を患い、名古屋西労働基準監督署から労災認定された浜松市の男性が、嘱託社員時の低賃金に基づいて補償額が算定されたのは不当として不服審査を申し立て、労基署は定年退職前の賃金に基づいて補償額を見直し約2.2倍に増額した。支援団体は、発症時期によって不利益にならないようなルール作りを厚生労働省に求めている。名古屋西労基署の見直しは昨年11月。

4/18 週刊新潮で女性記者へのセクハラ疑惑が報じられた財務省の福田淳一事務次官は、「職責を果たすのが困難だ」として、麻生太郎財務相に辞職を申し出た。

4/19 財務省の福田淳一事務次官のセクハラ疑惑に関連して、テレビ朝日の篠塚浩取締役報道局長は、同社本社で緊急会見を開き、「週刊新潮で報じられているセクハラを受けたとされるのは当社の女性社員」「調査の結果、セクハラ被害があったと判断した」などとコメントし、「当社は福田氏による当社社員を傷つける数々の行為と、その後の対応について、財務省に対して正式に抗議する予定」との考えを示した。

4/24 国の「過労死防止対策大綱」が、今年、初めて見直される。厚生労働省は、「過労死防止対策大綱」の改定案を示し、長時間労働の是正対策として、労働時間を原則、ICカードなどの「客観的な記録」で会社側が確認することを、「勤務間インターバル制度」を推進することを新たに明記している。

4/27 23年前の阪神・淡路大震災時に兵庫県警の警察官として被災者救護などにあたり、退職後の2014年に中皮腫で亡くなった男性が、被災地でアスベストを吸ったことによる公務災害と認定された。認定は3月19日付。震災関連で殉職した県警職員は5人目。男性は1995年の震災発生時は垂水署の地域1課に勤務。震災直後から長田署に派遣され、約1カ月間、被災者の救護や警戒などにあたり、02年に退職した後、中皮腫を発症した。厚生労働省は、福田祐典健康局長を戒告の懲戒処分にした。

働き方改革関連法案が衆院本会議で審議入りした。残業時間の上限規制が柱。立憲民主党など主な野党は、前財務事務次官のセクハラ疑惑などを踏まえ麻生太郎財務相の辞任を求め国会審議を拒否しており、欠席する方針だ。6月20日の会期末まで激しい攻防が予想される。

介護現場で働く人の3割近くが、高齢者やその家族からセクハラを受けたことがあるという調査結果を全国の介護職員らで作る労働組合「日本介護クラフトユニオン」がまとめた。組合員1054人の回答を分析して公表した。28.8%がセクハラを受けたことがあると回答、「体を触る」が51%、「性的な冗談を繰り返す」が46.7%、「胸などをじっと見る」が25.7%など。

財務省の矢野康治官房長は記者会見で、福田淳一事務次官にセクハラ行為があったと判断し陳謝した。減給20%6か月の懲戒処分とする。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259